

札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例案

平成31年(2019年)2月8日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

札幌市中央卸売市場業務規程(昭和47年条例第3号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第55条第4項中「その100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。
- (2) 第63条第1項第2号中「その108分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改め、同項第3号中「卸売価格の108分の8」を「前号の消費税額及び地方消費税額」に改め、同項第4号中「に次条第1項の規定により卸売業者が市長に届け出た委託手数料の率」を「から消費税額及び地方消費税額を控除した金額に次条第1項の規定により卸売業者が市長に届け出た委託手数料の率及び100分の110」に改める。
- (3) 第76条第2項中「100分の108を乗じて得た額(同表に規定する卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料については、同表に規定する金額の範囲内で市長が別に定める額)」を「100分の110を乗じて得た額」に改める。
- (4) 別表卸売業者市場使用料の項中「卸売金額」の次に「から消費税額及び地方消費税額を控除した金額」を加え、同表仲卸業者市場使用料の項中「(消費税額及び地方消費税額を含む。)」を「から消費税額及び地方消費税額を控除した金額」に改める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 改正後の第76条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る市場使用料について適用し、同日前の使用に係る市場使用料につい

ては、なお従前の例による。

(理 由)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率改定相当分の市場使用料の改定等を行うため、本案を提出する。